

「紹介制度の紹介料について」

株式会社キール
株式会社キール・ビー

キールのスタッフが、人材を紹介した場合に紹介料を支給する制度です。
紹介料の支給内容については以下の通りです。

「紹介者の給与 7%」

紹介者（紹介された方）の名前・連絡先の情報提供の上、本人の入社意志を確認しその後採用となった場合

勤務継続中は毎月紹介者社員（アルバイト含め、キールに所属しているスタッフ）に支給

【支給条件】

- ・半年以上の長期勤務
 - ・1ヶ月の勤務時間が135h以上（7.5h勤務の場合18日以上・6.5h勤務の場合21日以上の計算）
- ※勤務時間が135hを下回る月は支給対象外とさせていただきます（但し、時間数減の場合は要検討します）

上記条件に満たない場合

- ① 半年以上の長期勤務で勤務時間が135h未満の場合は10,000円を紹介者に支給
- ② 3ヶ月～半年未満の期間限定勤務で1ヶ月の勤務時間が135h以上の場合は紹介者に10,000円支給

※勤務日数3ヶ月未満の短期勤務に関しては支給対象外とさせていただきます

※支給時期は勤務月のお給料で支給します。例：9/1勤務開始の場合、9月分の給与（10月末支給分）で支給します。